

2011. 6. 13 青年協最高裁交渉！！時の窓

時の窓

※ 時の窓143号に引き続き、常任委員会と交渉の報告です。

全司法青年協は、6月11日～13日に第4回常任委員会と、それに引き続き諸要求貫徹闘争における最高裁交渉を実施しました。

今回の会議では、次年度運動方針の討議、4月期における新採用職員加入拡大のとりくみや今後の組織拡大にむけた課題の洗い出し、諸要求期貫徹闘争における青年協全国統一要求書、異動要求書の確立など、さまざまな討議を行いました！！

6月13日には、青年協常任委員・オブザーバーの合計11人で、「諸要求貫徹闘争における青年協全国統一要求書」、「同異動要求書」に基づき、青年の要求前進をめざし、最高裁大竹給与課長と交渉を実施しました。

また、交渉の冒頭で、青年の生の声を最高裁に伝えるため実施した、「一人一言要求行動」で集まった「たけのご要求」を当局に手交しました。

交渉では、青年の切実な要求である賃金・手当改善を中心として、常任委員・オブザーバーから「現場の生の声」を直接最高裁に伝えました！！

144号



2011/6/27

青年の切実な要求を伝える、青年協常任委員とオブザーバー！！



たけのご要求書を最高裁に提出するための作業を参加者全員で行いました！

「一言要求(たけのご要求)」を当局に手交し、青年一人ひとりの「声」を最高裁に届けました！！



交渉の内容(抜粋)

※ 詳細な交渉結果はNetwork No.150
をご覧ください。

【賃金について】

6月3日、政府が人事院勧告に基づかない国家公務員の賃金引き下げ法案を閣議決定したことについて、賃下げが青年層の生活を圧迫し、青年の厳しい生活がさらに困窮することになるうえ、今回の法案にはさまざまな問題があり、現場の第一線で働いている青年のモチベーション（士気）の低下につながるなど、青年協が法案に反対していることを十分に伝え、関係機関に働きかけを行うよう求めました。

また、寒冷地手当や住居手当など、生活に直結する各種手当の改善を求めるとともに、近年、改善要望が増している単身赴任手当の支給要件緩和・支給額の改善を求めました。

最高裁は、賃金改善について、「職員の人事行政を所管する立場から、職員の生活が少しでも改善されることを常に望んでいる」とし、「この問題に関して全力で情報収集に努めている」と回答しました。

また、各種手当についても「関係機関に伝えることとしたい」と回答しました。

【裁判所における制度・政策等について】

青年協は、今年度実施した異動要求調査に基づき、全国統一異動要求書を確立して、今回の交渉の冒頭に同要求書を手交しました。異動希望者が切実な理由による異動希望を持っていることを最高裁に訴えました。また、そのうえで異動計画の策定にあたっては、家庭と仕事を両立できるような計画を策定するよう求めました。

CE・CA試験については、現在の成績通知では、試験の対象者数が不明であるため、その受験者の総数を明らかにするよう求めました。

昨年度の交渉の際にも追及した、「新規採用者に対する交換日記」制度については、青年協のアンケートの結果を最高裁に伝え、頻度や実施期間を短くするなどの見直しを行い、コミュニケーションやアドバイスをより細かく記載できるなどの改善を行って、現在より良質なコミュニケーションツールとなるよう求めました。

最高裁は、家庭と仕事の両立に配慮した異動計画については「仕事と家庭の両立に向けて、下級裁への指導を徹底していきたい」と回答しました。

また、CE・CA試験の受験者数の開示については、CE 6 2期筆記試験の有効受験者総数が1,533人（一部入所試験877人、二部入所試験656人）、CA 6期筆記試験の有効受験者総数が291人であったことを明らかにしました。

新規採用者に対する交換日記については、青年協の示したデータを参考として、考え方の一つの材料にしていきたい旨回答しました。

このほか、増員、健康診断の充実、IT操作にかかる青年の負担軽減、宿舍の確保、老朽化した宿舍の改善等を求めました。

最高裁の回答は従前回答を踏襲するものでしたが、青年の意見については今後も聞いていきたいとしました。

今後も青年の切実な要求をつぶさに見て、要求の前進をめざし、交渉などさまざまなとりくみを強めていきます。

交渉を終えて、参加者全員で
国会前で記念撮影！
青年が住みやすい国になっ
てほしいと願いました！

